

令和 7 年度水質測定計画について

1 今後の予定

次の水質測定計画について例年どおり 2 月の環境審議会に諮問予定

- (1) 令和 7 年度公共用水域水質測定計画について
- (2) 令和 7 年度地下水水質測定計画について

2 令和 7 年度水質測定計画の見通し

- (1) 令和 7 年度公共用水域水質測定計画について
令和 6 年度と同様の計画案とする見込み

- (2) 令和 7 年度地下水水質測定計画について
令和 6 年度からの変更見込みは次のとおり

ア 概況調査

令和 6 年度：山形市、最上地域及び庄内地域
令和 7 年度：山形市、村山地域及び置賜地域

イ 汚染井戸周辺地区調査

令和 6 年度同様予定なし
令和 7 年度概況調査で汚染が判明した場合は、基本的に令和 7 年度中に実施

ウ 継続監視調査

- ① 令和 6 年度概況調査で汚染が判明した場合は、当該地区を追加予定
- ② 長期間環境基準の超過が無い地点の一部を廃止予定
- ③ ローリング調査の方法は変更なし

公共用水域水質測定の概要

1 測定機関

- 国土交通省・・・最上川本川など、国が管理する区域での測定
- 県・・・・・・・・最上川の支川や2級河川など、主に県管理区域での測定
- 山形市・・・・・・・・山形市内での測定（水質汚濁防止法の政令市）

2 測定水域

- 河川
 - ・ 最上川や赤川など、本県を代表する河川
 - ・ 市街地を流下する河川など、汚濁が比較的多いと思われる河川
 - ・ 鉱山廃水が流入する河川など、有害物質が検出されるおそれのある河川
- 湖沼
 - ・ 水道水源になっているダム貯水池など
- 海域
 - ・ 沿岸域及び酒田港

3 河川の測定地点

- ・ 最上川、赤川の本川は、全体を把握できるよう、主要な支川の流入後など複数の地点で測定
- ・ 最上川、赤川の支川や2級河川では、全体を把握する地点、または、最上川への影響を把握できる地点として、最下流の地点（最上川への合流点など）で測定
- ・ そのほか、利水状況などを考慮して、一部の河川では上流の地点でも測定

4 測定項目

- ・ 水質測定計画に記載の物質の中から、各水域の利用目的等に応じて選定
- ・ 最上川本川などでは、実態を把握するため、ほぼ全ての項目を測定
- ・ 中小河川では、流域の実態に合わせて測定項目を選定
（市街地を流下する河川などではBODなどの生活環境項目、有害物質を使用する工場等からの排水が流入する河川は当該有害物質を測定）

令和6年度公共用水域水質測定計画の概要

1 測定地点

水 域 名		河川数等		測定地点数			
				国土交通省	山形県	山形市	計
河川	最上川本川	1(1)	58(58)河川	8(8)	2(2)	—	10(10)
	最上川支川	38(38)		7(7)	30(30)	9(9)	46(46)
	赤川本川	1(1)		3(3)	—	—	3(3)
	赤川支川	4(4)		—	4(4)	—	4(4)
	その他河川	14(14)		—	14(14)	—	14(14)
湖 沼		9(9)湖沼		4(4)	4(4)	1(1)	9(9)
海域	酒田港	1(1)	2(2)海域	—	10(10)	—	10(10)
	日本海沿岸	1(1)		—	2(2)	—	2(2)
合 計		69(69)		22(22)	66(66)	10(10)	98(98)

() 内は、令和5年度測定計画の数

2 前年度からの変更点

変更なし。

令和6年度地下水水質測定計画の概要

1 測定地点

調査区分 測定機関	概況調査	汚染井戸周辺 地区調査	継続監視 調査	合 計
山形市	10 (10)	0 (0)	4 (4)	14 (14)
山形県	28 (28)	0 (0)	35 (31)	63 (59)
合 計	38 (38)	0 (0)	39 (35)	77 (73)

() 内は令和5年度計画の調査地点数

2 前年度からの変更点

(1) 概況調査に関すること

① 測定地点

山形市、最上地域及び庄内地域の計2市5町1村で実施する。

※ 令和5年度は山形市、村山地域及び置賜地域の計7市9町で実施。

② 測定項目

周辺の工場・事業場等の立地状況を踏まえ、汚染の可能性を考慮して選定する。

(2) 継続監視調査に関すること

① 概況調査や汚染井戸周辺地区調査等で汚染が判明した次の2地点を追加する。

地点名	測定回数	測定項目
飯豊町手ノ子、飯豊町菰生	1年に1回	砒素

② 長期間環境基準の超過がないため、次の地点について廃止する。

地点名と汚染物質名	変更内容
東根市神町（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素）	廃止

③ 自然由来で濃度変動が小さいことがわかっている地点については、4年に1回の測定としており、令和6年度の測定地点は次のとおりとする。

地点名	測定回数	測定項目
村山市楯岡、天童市久野本	1年に1回	砒素

ただし、米沢市、南陽市、川西町、高島町及び白鷹町における砒素の調査地点は、代表の8地点で毎年実施することとし、測定地点は次のとおりとする。

地点名	測定回数	測定項目
米沢市信夫町、米沢市長手、 米沢市小野川、南陽市本中山、 南陽市漆山、高島町相森、 川西町高山、白鷹町荒砥甲	1年に1回	砒素